

第3部 金融検査・監督等

第7章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第4節 経済安全保障上の対応

経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）の円滑な運用を図るため、相談窓口を通じて関係事業者に必要な助言を行った。基幹インフラ事業者による重要なシステムの導入やその維持管理等の委託について、外部からの妨害・加害行為を防止する観点から審査を実施した。

（基幹インフラ制度の届出件数）

年度	事前届出件数※1		事後報告件数
	導入	重要維持管理等	
2024年度※2	33	353	62

※1 事前届出件数は導入等計画書の届出件数のほか、導入等計画書の変更の案の届出件数（重要な変更の届出件数）も含まれる。

※2 2024年5月17日（制度開始日）から2025年3月31日まで

また、関係省庁と連携し、重要経済安保情報保護活用法の施行（令和7年5月16日）に向けて規程の整備や指定対象情報の検討等について適切に対応した。